

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年9月7日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、「(仮称) キャノン柳町プロジェクト」に係る事後調査報告書（建設時その1）」の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	キャノン株式会社 東京都大田区下丸子三丁目30番2号 代表取締役社長 内田恒二
	指定開発行為の名称	(仮称) キャノン柳町プロジェクト
	指定開発行為の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・高層建築物の新設（第2種行為） ・工場又は事業所の新設（第1種行為） ・研究施設の新設（第2種行為） ・大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区柳町70番1 区域面積：約114,755㎡
	指定開発行為の目的	工場及び研究所の建設
	指定開発行為の内容	土地利用計画：建築物（生産・開発棟、研究・開発棟、管理・厚生棟等）約47,350㎡、緑化地約29,000㎡、車路・駐車場等約38,405㎡ 施設計画：建築面積約47,350㎡、延べ面積約229,500㎡、階数 地下2階 地上18階 塔屋2階、最高高さ 約86m
	指定開発行為の施行期間	着手：平成18年6月 完了：平成21年10月（予定）
	事後調査の項目等	建設機械の稼働に伴う大気質濃度、騒音レベル及び振動レベル
縦覧のお知らせ	環境影響評価の手続経過	平成17年6月8日 条例環境影響評価準備書公告 平成17年9月22日 条例環境影響評価書公告
	縦覧期間及び時間	期間：平成19年9月7日（金）～平成19年10月9日（火） （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く） 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、幸区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報等を伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成19年10月9日（火） （郵送の場合は、10月9日消印有効） 提出先：環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm